

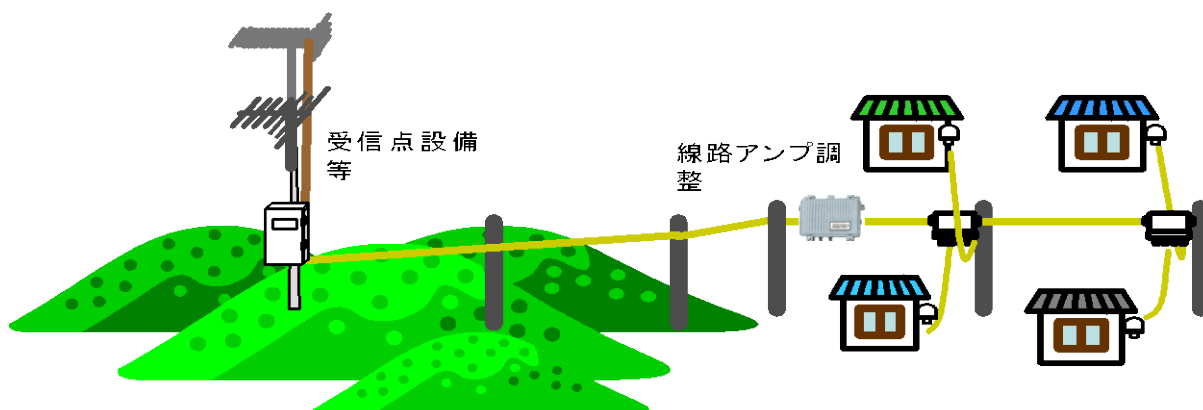
# 電波遮へい対策事業費等補助金 ( 辺地共聴施設整備事業 )

山間部等においてデジタルテレビ放送を受信するため共聴施設を改修又は新設する者に対して国がその整備費用の一部を補助。

- ・ 事業主体 市町村又は辺地共聴施設の設置者
- ・ 対象地域 山間部など中継局の放送エリアの外の地域
- ・ 補助対象
  - 【有線共聴施設】受信点設備の移設費、改修費等
  - 【無線共聴施設】受信点設備、有線伝送路、送信設備等
- ・ 補 助 率
  - 既設共聴施設を改修する場合 → 1 / 2
  - 新たな難視地域において共聴施設を新設する場合 → 2 / 3

## 【有線共聴施設】

※有線共聴施設の場合は各世帯当たりの費用が3万5千円を超える場合が補助対象



## 【無線共聴施設】

